

平成27年第2回六戸町議会臨時会会議録（第1号）

平成27年5月7日（木）午前10時開会・開議

出席議員（12名）

1番	種市正孝	2番	杉山茂夫
3番	久田伸一	4番	高坂茂
5番	下田敏美	6番	川村重光
7番	河野豊	8番	円子徳通
9番	母良田昭	10番	山本実
11番	金崎盛三	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	下田正幸	企画財政課長	棟方晃祥
税務課長	円子富浩	産業課長	外山昌彦
町民課長	小林章	福祉課長	川村星彦
建設水道課長	松村茂	病院事務長	保土沢定一
会計管理者	高橋寿典	教育委員会 委員長	長根富栄
教育長	櫻田泰弘	教育課長	川村政則
農業委員会 会長	金淵盛一	農業委員会 事務局 局長	外山昌彦
選挙管理 委員会 委員長	高橋司	選挙管理 委員会 事務局 局長	下田正幸
代表監査委員	米内山功	監査委員 事務局 局長	山本晃広

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 山本晃広
主 査 井川静香

事務局次長 鈴木博文

議 事 日 程

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 六戸町議会議長選挙について
- 追加日程第 1 議席の指定について
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 3 会期の決定
- 追加日程第 4 六戸町議会副議長選挙について
- 追加日程第 5 六戸町議会常任委員会委員選任について
- 追加日程第 6 六戸町議会運営委員会委員選任について
- 追加日程第 7 十和田地域広域事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 8 十和田地区環境整備事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 9 上北地方教育・福祉事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 10 六戸町農業委員会委員の推薦について
- 追加日程第 11 諸報告
- 追加日程第 12 提出議案の一括上程（町長提案理由説明）
- 追加日程第 13 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 14 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 15 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 16 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 17 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 18 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 19 報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 20 報告第 9号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 21 議案第 27号 六戸町監査委員の選任について
- 追加日程第 22 各常任委員会の所管事項調査付託について
- 追加日程第 23 議会運営委員会の所管事務調査付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

1番 種市正孝

2番 杉山茂夫

会 議 の 経 過

事務局長（山本晃広君）

皆さん、おはようございます。

議会事務局長の山本でございます。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、金崎議員が年長者でありますので、ご紹介申し上げます。

金崎議員、議長席にお着き願います。

臨時議長（金崎盛三君）

ただいま紹介されました金崎でございます。

地方自治法第107条の規定により、私が臨時に議長の職務を行います。

議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと思っております。何とぞ格段のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから平成27年第2回六戸町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時09分）

臨時議長（金崎盛三君）

臨時議長において作成しました議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいま着席の議席と指定いたします。

日程第2 六戸町議会議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票にするか、指名推選にするか、これを皆さんにお諮りいたします。

(「指名推選でお願いします」の声あり)

臨時議長(金崎盛三君)

今、指名推選にしたいという意見がありましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(金崎盛三君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(金崎盛三君)

ご異議なしと認め、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、臨時議長が指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(金崎盛三君)

ご異議なしと認め、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に円子徳通君を指名いたします。

ただいま指名いたしました円子徳通君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(金崎盛三君)

ご異議なしと認めます。

したがって、指名いたしました円子徳通君が議長に当選されました。

当選されました円子徳通君が本議事堂におられますので、六戸町議会会議規則第32条第2項の規定によって本席より告知いたします。

当選されました円子徳通君よりご挨拶をお願いいたします。

(議長登壇 挨拶)

議 長 (円子徳通君)

皆さん、おはようございます。

お許しをいただきまして、一言ご挨拶申し上げます。

このたびは、議員皆様方のご推挙により、栄誉ある六戸町議会議長の要職に選任をいただきまして、心より感謝と御礼を申し上げます。

これからの六戸町の発展とよりよい町民生活の実現のため、町民とともに歩む議会を目指し、議会をより活性化させながら議会機能の向上を図り、円滑な議会運営に全力を傾注してまいりたいと、そのように考えております。

今後とも、議員各位の温かいご支援、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

皆さん、きょうは本当にありがとうございました。

臨時議長 (金崎盛三君)

議長、円子徳通君の挨拶が終わりました。

円子徳通議長、議長席にお着き願います。

以上をもちまして、臨時議長の職務は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(臨時議長 自席へ)

(議長 議長席へ着席)

議長 長（円子徳通君）

ただいま議長に選任されました円子徳通でございます。

今後とも、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付してあります追加議事日程第1号のとおりであります。

日程第1 議席の指定を行います。

議席は、六戸町議会会議規則第3条第1項の規定により、議長においてお手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、六戸町議会会議規則第124条の規定により、議長において、

1番 種 市 正 孝 君

2番 杉 山 茂 夫 君

の両名を指名いたします。

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日5月7日の1日間と決定いたしました。

続きまして、日程第4 六戸町議会副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票にするか、指名推選にするか、これを皆さんにお諮りいたします。

（「指名」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

今、指名推選にしたいという意見がありましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に川村重光君を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました川村重光君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました川村重光君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました川村重光君が本議事堂におられますので、六戸町議会会議規則第32条第2項の規定によって本席より告知いたします。

副議長に当選されました川村重光君よりご挨拶をお願いいたします。

副議長（川村重光君）

お許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま栄誉ある六戸町議会副議長にご選任をいただきまして、大変光栄に存じます。心より厚く御礼申し上げます。

同時にその責務の重さを痛感している次第でございます。ここにご推挙をいただきましたからには、皆様のお力添えをいただきまして、議長を補佐し、円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいります所存でございます。

議長には大変ファンが多くて、熱烈な熱いラブコールを送っている方もおられましたが、余り議長も熱いラブコールを送られても尻に敷かれては大変だということで、私にご指名がかかったものと思います。私も近からず遠からずで頑張っていきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

本日はまことにありがとうございました。

議長（円子徳通君）

副議長、川村重光君の挨拶が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩（午前10時15分）

再開（午前10時28分）

議長（円子徳通君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 六戸町議会常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、六戸町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付してあります名簿のとおり指名いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、常任委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

常任委員が決定いたしましたので、各常任委員会の正副委員長互選のため、直ちに総務常任委員会、産業民生常任委員会を順次、第2会議室に招集いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩(午前10時30分)

再開(午後 0時05分)

議長 長(円子徳通君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

総務常任委員会委員長に河野豊君、総務常任委員会副委員長に杉山茂夫君、産業民生常任委員会委員長に高坂茂君、産業民生常任委員会副委員長に金崎盛三君、以上のとおり、それぞれ互選されましたので、報告いたします。

次に、日程第6 六戸町議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、ここで規定により私のほうに選出された名簿がありますので、報告してよろしいか、皆様にお伺いいたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

それでは、議会運営委員に河野豊君、久田伸一君、川村重光君、山本実君、高坂茂君、下田敏美君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいま皆様にお諮りしたとおりでございます。

議会運営委員会委員が決定いたしましたので、正副委員長互選のため、直ちに委員会を第2会議室に招集いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 (午後 0時08分)

再開 (午後 0時20分)

議長 (円子徳通君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、一旦また休憩をいたしまして、午後の会議は1時半からとしたいと思います。よろしく願いいたします。

休憩（午後 0時21分）

再開（午後 1時25分）

議長（円子徳通君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

委員長に下田敏美君、副委員長に久田伸一君がそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

日程第7 十和田地域広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

十和田地域広域事務組合議会議員に山本実君、高坂茂君、母良田昭君、苫米地繁雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した者をもって、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山本実君、高坂茂君、母良田昭君、苫米地繁雄君が十和田地域広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山本実君、高坂茂君、母良田昭君、苫米地繁雄君が本議事堂におられますので、六戸町議会会議規則第32条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

日程第8 十和田地区環境整備事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

十和田地区環境整備事務組合議会議員に種市正孝君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した者をもって、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました種市正孝君が十和田地区環境整備事務組合議会議員に
当選されました。

ただいま当選されました種市正孝君が本議事堂におられますので、六戸町議会会議規則第
32条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

日程第9 上北地方教育・福祉事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

上北地方教育・福祉事務組合議会議員に杉山茂夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した者をもって、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、指名いたしました杉山茂夫君が上北地方教育・福祉事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました杉山茂夫君が本議事堂におられますので、六戸町議会会議規則第32条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

日程第10 六戸町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、当議会が推薦した六戸町農業委員会委員1名が辞任したので、後任者1名を議会で推薦するものであります。

お諮りいたします。

六戸町農業委員会委員に久田伸一君を推薦したいと思います。

本案は、議員自己の問題であり、地方自治法第117条の除斥規定に該当するので、久田君の退場を求めます。

(3番 (久田伸一君) 退場)

議 長（円子徳通君）

久田伸一君を六戸町農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、久田伸一君を六戸町農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

久田伸一君の入場を求めます。

（3番（久田伸一君）入場）

議 長（円子徳通君）

よって、久田伸一君を六戸町農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時32分）

（午後1時39分 議場において、町長より理事者側の紹介あり）

再開（午後 1時45分）

議 長（円子徳通君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 諸報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、出席要求した者及び委任による出席した者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

日程第12 提出議案の一括上程を議題といたします。

本臨時会に町長より提出されました議案は、報告第2号から報告第9号までの8件と、議案第27号の1件、合計9件でございます。

これを一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（吉田 豊君）

それでは、今議会臨時会に提案いたしました報告8件、議案1件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第2号から第9号まで専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

報告第2号 六戸町税条例等の一部を改正する条例を平成27年3月31日付、専決第2号をもって専決処分したものです。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するために一部改正するものであり、これを報告し、承認を求めます。

報告第3号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成27年3月31日付、専決第3号をもって専決処分したものです。

本条例は、国民健康保険法施行令の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するために一部を改正するものであり、これを報告し、承認を求めます。

報告第4号 六戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を平成27年3月31日付、専決第4号をもって専決処分したものです。

本条例は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める条例が一部改正されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するために一部改正するものであり、これを報告し、承認を求めます。

報告第5号 六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例を平成27年3月31日付、専決第5号をもって専決処分したものです。

本条例は、国民健康保険法の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、一部改正するものであり、これを報告し、承認を求めます。

報告第6号 平成26年度六戸町一般会計補正予算（第7号）を平成27年3月31日付、専

決第6号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額に5,685万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ52億8,625万円としたものであります。

報告第7号 平成26年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を平成27年3月31日付、専決第7号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から3,007万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ13億4,236万7,000円としたものであります。

報告第8号 平成26年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算（第2号）を平成27年3月31日付、専決第9号をもって専決処分したものです。

その内容は、特別収益に6,350万円を追加し、病院企業収益の予定額を7億1,639万9,000円としたものであります。

報告第9号 平成26年度六戸町霊園事業特別会計補正予算（第1号）を平成27年3月31日付、専決第8号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から44万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ914万5,000円としたものであります。

議案第27号 六戸町監査委員の選任についてであります。本議案は、監査委員のうち、議員から選任された監査委員、附田輝雄氏が平成27年4月30日をもって任期満了となったので、後任の監査委員に母良田昭氏を選任いたしたく、提案するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました報告8件、議案1件について概要をご説明申し上げましたが、議案の詳細については、担当課長よりご説明申し上げますので、慎重にご審議の上、ご承認、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

ありがとうございました。

議長（円子徳通君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第13 報告第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（円子富浩君）

それでは、報告第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり、平成27年3月31日、専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正は、地方税法の一部改正ほか、関連する法律や政省令等の一部改正が平成27年4月1日に施行されることに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するため条例を改正し、専決処分したものであります。

議案書の5ページからになります。

改正する条例の主な改正点をご説明申し上げます。

説明補足資料は、1ページからの新旧対照表もご参照ください。

今回の改正は、第1条が六戸町税条例の一部改正、そして18ページからの第2条が昨年、軽自動車の税率の引き上げ等の一部改正を行いました六戸町税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

最初に、5ページから説明申し上げます。

まず、第2条の改正は、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用に関する法律、いわゆる番号法の改正に合わせ、税金の納付書や納入書の記載事項に法人番号の記載を加えるものであります。

今回の改正では、これと同じように、各種申請書などの記載事項に個人番号や法人番号の記載を加える改正がありますが、その箇所は説明を省略させていただきますので、あらかじめご了承ください。

6ページになります。

後ろから3行目、第51条の改正は、町民税の減免において、減免の申請期間を納期限前7日から納期限まで延ばす改正であります。

これと同様に、申請期間を延ばす改正は、この町民税のほか、固定資産税や軽自動車税などの減免規定にもあり、7ページから9ページにわたって記載されております。

9ページにまいります。

後ろから2行目、附則第9条については、ふるさと納税に係る申告特例について新規に規定するものであります。この特例は、ふるさと納税した者が税額控除を受けるためには確定申告する必要があったところを、この確定申告が不要になるという規定になり、一連の事務

の流れを第1項から11ページの第4項まで規定しております。

次に、14ページにまいります。

後ろから5行目の附則第16条については、今回の法改正により、一定の環境性能を有する軽四輪等について税額を軽減する、いわゆるグリーン化特例を新規に創設するものであり、その軽自動車の燃費性能に応じ3段階に区分分けし、第1項から第3項として規定しております。

15ページ、16ページ、17ページとそれぞれ表がございますが、その下段の金額が軽減後の税額になります。

18ページにまいります。

5行目から第2条、六戸町税条例の一部を改正する条例の一部改正となりますが、少し飛ばして20ページをごらんください。

1行目からになります。附則第1条の改正は、平成27年4月1日より施行予定であった軽自動車税の税率の引き上げ規定のうち、三輪以上の軽自動車以外のもの、例えば原付バイクやトラクターなどですが、これらの税率引き上げを1年先送りするものであります。

そのほかについては、法改正に伴う字句の改正や条文の整理と適用期間の延長、そして最初に申しあげました番号法の改正に合わせた所要の改正を行ったものであります。

21ページからは、本改正条例の附則であります。第1条が施行期日を、22ページ、5行目からの第2条から26ページの第6条までが税目ごとに経過措置を定めるものであります。

ここで、ちょっと複雑になっております軽自動車税について詳しく説明させていただきます。

説明補足資料の23ページ、A3判の大きな資料になりますが、ごらんください。

ちょっとカラーで印刷してあるかと思えます。この表は、中ほどの矢印で大きく上と下に分かれております。

まず、上のほうを見ていただきますが、これは昨年の9月議会で改正させていただいたときの内容となります。

灰色の部分が現在の税額となります。

クリーム色の部分が原付バイクやトラクター等の引き上げ後の税額で、黄色の部分が軽四輪等の引き上げ後の税額となります。

そして、緑色の部分が三輪以上の軽自動車を対象とした経年車重課の税額となります。

今回の改正部分は、赤い字で記載している部分となります。

下のほうをごらんいただきます。

クリーム色の部分、ここは原付バイクやトラクターなどの値上げになりますが、今回の改正で施行日を1年延期しますので、来年度、平成28年度分の課税より引き上げられることとなります。

黄色の部分、ここは三輪以上の軽自動車の値上げになりますが、これとあと緑色の経年車重課の部分については変更がありませんので、来年度、平成28年度分の税額からということになります。

右下の赤い網かけ部分をごらんください。

これは今回の改正で新規に創設されるグリーン化特例と言われるもので、燃費性能に応じて軽減割合を3段階に分けて規定するものです。三輪以上の軽自動車対象で、上から順におおむね75%軽減されるもの、おおむね50%軽減されるもの、そしておおむね25%軽減されるものの3区分となっております。

赤い字で記載した部分はその課税年度等の説明になります。ちょっと読み上げます。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間に新車登録するものに限られ、また平成28年度分の課税に限って実施されるものであります。したがって、平成28年度の課税でこのグリーン化特例の適用を受けた軽自動車でも、平成29年度分以後の課税は通常の税額、黄色の税額の部分に戻るということとなります。

以上で、報告第2号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第14 報告第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (円子富浩君)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、平成27年3月31日、専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

改正する条例の主な改正点をご説明申し上げます。

説明補足資料24ページからの新旧対照表もご参照ください。

議案の29ページからになります。

第2条の改正は、第2項において基礎課税額の限度額を1万円引き上げ52万円に改正、第3項においては後期高齢者支援金課税額の限度額を1万円引き上げ17万円に改正、第4項において介護納付金課税額の限度額を2万円引き上げ16万円に改正するものであり、全体としては限度額を4万円引き上げるものであります。

第23条の改正は、先ほどの第2条の改正規定と連動する限度額部分を改正した上で、第2号において、5割軽減の対象となる所得算定において被保険者数に乗すべき金額を1万5,000円引き上げ26万円に改正、また第3号においては2割軽減の対象となる所得算定において被保険者数に乗すべき金額を2万円引き上げ47万円に改正するものであり、低所得者に係る軽減措置の拡充を図るものであります。

次の第24条の改正は、国民健康保険税の減免における減免申請の申請期限を納期限前7日から納期限に延ばす改正であります。

附則ですが、第1条は施行期日、第2条が経過措置を定めたものであり、第3条は平成25年条例の六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、関係法令等の改正に伴い、附則の施行期日について改正するものであります。

以上で、報告第3号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第15 報告第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (円子富浩君)

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、平成27年3月31日、専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めます。

条例の改正内容について、ご説明いたします。

議案の33ページをお開きください。

説明補足資料27ページの新旧対照表もご参照ください。

第2条の改正は、原子力発電施設等立地地域において、固定資産税の不均一課税をする設備等の取得期間を平成29年3月31日まで延長するものであります。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上で、報告第4号の説明といたします。

議 長 (円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第16 報告第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、平成27年3月31日、専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案の36ページをお開きください。

あわせて、別紙補足資料、最後のページになりますけれども、28ページもごらんください。
今回の改正は、国民健康保険法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、本条例で引用している国民健康保険法第72条の4が第72条の5に繰り下げられたことにより、条項の整理を行ったものであります。

附則につきましては、施行期日を定めたものであります。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第17 報告第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり、平成27年3月31日、専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

平成26年度六戸町一般会計補正予算（第7号）について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明いたします。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税から5ページの11款交通安全対策特別交付金までは、歳入が確定したことから、実績額により、それぞれ増額または減額措置をしております。

12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料では、実績見合いにより調整をいたしました。

7ページから9ページにかけましての14款国庫支出金及び15款県支出金につきましては、事業費との関連において調整をしております。

10ページの16款財産収入では、実績見込みに基づき調整をいたしました。

18款繰入金では、財政調整基金からの繰り入れを取りやめたことで1億円の減額計上、19款繰越金では5,877万8,000円を増額計上、続く20款諸収入では、実績に基づき調整いたしました。

12ページの21款町債では、事業費との関連におきまして500万円減額計上いたしました。

次に、歳出につきましては、主に事業費の実績見込みの精査をもとに予算調整をしたものであります。

主な項目についてご説明申し上げます。

13ページをお開きください。

まず、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費では、学校建設基金積立金5,020万円を追加計上いたしました。

15ページです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計への繰出金を1,582万8,000円増額計上いたしました。

17ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費では、霊園事業特別会計繰出金を2万2,000円増額計上。

続いて、18ページの7目病院費に国保病院事業特別会計補助金として6,350万円を増額計上いたしました。

次の2項清掃費から21ページ、8款土木費までも事業費の実績見合いにより主に減額調整しております。

22ページになります。

9款消防費、1項消防費では、2目非常備消防費に消防団員出動費用弁償で106万4,000円増額計上したほかは、項の計では205万4,000円の減額であります。

続いての10款教育費につきましても、教育委員会議の開催回数増により委員報酬を6,000円増額計上したほかは、実績見合いのもと、いずれも減額計上いたしました。

24ページ、12款公債費は、長期資金元金償還金を6万円増額計上いたしました。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第18 報告第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日、専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

それでは、平成26年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において調整したものであります。

最初に、歳入の主な内容について、ご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税では、項の計で1,242万3,000円を減額計上いたしました。

4 ページです。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金では、項の計で102万4,000円を減額計上。

5 ページ、同じく 2 項国庫補助金では、財政調整交付金で898万3,000円を減額計上。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金では、1,242万6,000円を減額計上。

7 款県支出金、1 項県負担金では、高額医療費共同事業負担金ほか、項の計で135万4,000円を減額計上。

同じく 2 項県補助金では、財政調整交付金ほか、項の計で153万2,000円を増額計上いたしました。

6 ページになります。

8 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金ほか、項の計で1,426万6,000円を減額計上。

また、10 款繰入金、1 項他会計繰入金では、事業費との関連で、一般会計繰入金として1,582万8,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主な内容について、ご説明いたします。

事項別明細書の10ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費では、項の計で631万7,000円を減額計上。

同じく 2 項高額療養費では、項の計で462万5,000円を減額計上いたしました。

続きまして、13ページになります。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金では、高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の確定により、項の計で1,516万8,000円を減額計上いたしました。

以上で、報告第 7 号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第7号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第19 報告第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 (保土沢定一君)

それでは、ご説明申し上げます。

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、平成27年3月31日、専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めます。

平成26年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算(第2号)について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

事項別明細書の2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について。

収入、1款病院事業収益、3項特別利益に入院、外来患者の減少及び企業会計改正に伴う引当金等で、合わせて3,650万円を不良債務解消分として増額計上いたしました。

以上で、報告第8号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

暫時休憩いたします。

休憩（午後 2時22分）

再開（午後 2時23分）

議 長（円子徳通君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

病院事務長。

病院事務長（保土沢定一君）

それでは、収入のところからもう一度訂正して読み上げいたします。

1款病院事業収益、3項特別利益に、入院、外来患者の減少分及び企業会計改正に伴う引当金等で、合わせて6,350万円を不良債務解消分として増額計上いたしました。

以上で、報告第8号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第8号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第20 報告第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (小林 章君)

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日、専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

それでは、平成26年度六戸町霊園事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定及び歳入との関連において調整したものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1款使用料及び手数料では、霊園使用料を47万円減額計上し、3款繰入金では、一般会計

繰入金を2万2,000円増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

事項別明細書の5ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費で44万9,000円を減額計上いたしました。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第9号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認するこ

とに決定いたしました。

次に、日程第21 議案第27号 六戸町監査委員の選任についてを議題といたします。

本案は、議員自己の問題であり、地方自治法第117条の規定に該当するので、母良田昭君の退場を求めます。

(9番(母良田 昭君)退場)

議 長(円子徳通君)

本案については、既に説明が終わっておりますので、これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 六戸町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決

定いたしました。

母良田昭君の入場を求めます。

(9番(母良田 昭君)入場)

議長(円子徳通君)

次に、日程第22 各常任委員会の所管事項調査付託についてを議題といたします。

今般、総務常任委員会委員長、河野豊君、産業民生常任委員会委員長、高坂茂君から、所管事務について閉会中も委員会活動及び調査等を実施したい旨、六戸町議会会議規則第73条の規定により、継続調査申出書が議長に提出されております。

なお、各常任委員会の調査事項等の内容については、お手元に配付してあります継続調査申出書のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、期間は平成27年5月本議会臨時会終了後から平成28年3月議会定例会招集日前日までであります。

以上、各常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの委員会に付託の上、継続調査とすることに決定いたしました。

次に、日程第23 議会運営委員会の所管事務調査付託についてを議題といたします。

議会運営委員会が閉会中も活動するためには、議決を得た特定事件がなければなりません。そのためには、議員の任期ごとに次の件名で議決を得ておくことが適当であるという解釈から、議決を求めるものであります。

議決を求める件名は、本日からの議員の任期中における会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項であります。

お諮りいたします。

本案は、件名のとおり議決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は件名のとおり議決することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

本日ここに議席も定まり、また常任委員会の所属も決まりまして、議会の活動体制も整い、いよいよ議会活動が始動いたします。

皆様方には、町政発展のためご活躍されることを心からお祈り申し上げますとともに、今後の議会運営につきましても、格別のご支援とご協力、ご指導を賜りますよう、あわせてお願い申し上げます。

長時間にわたる審議、まことに疲れさまでした。

以上をもちまして、平成27年第2回六戸町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会(午後 2時32分)